

大和市特別支援教育就学奨励に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月2日

大和市教育委員会

委員長 柿本隆夫

## 大和市教育委員会規則第2号

大和市特別支援教育就学奨励に関する規則の一部を改正する規則

大和市特別支援教育就学奨励に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「目的」を「趣旨」に改め、同条中「規則は」の次に「、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき」を、「生徒」の次に「等」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第2条第1項中「又は生徒」を「若しくは生徒又は教育委員会が設置する通級指導教室に通う児童」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第6条を第7条とする。

第5条中「第1条に定める」を「この規則の」に、「達する」を「達成する」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「第2条第1項」を「第2条」に、「各号の一」を「要件」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出しを「（援助費目等）」に改め、同条第1項中「対象者の児童又は生徒の就学に」を「次に掲げる費目の中から」に、「行なう」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 学校給食費
- (2) 通学費
- (3) 職場実習費
- (4) 交流及び共同学習費
- (5) 修学旅行費
- (6) 校外活動費
- (7) 学用品・通学用品購入費
- (8) 新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費

第3条第2項中「方法及び内容」を「内容及び支給方法」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(認定)

第3条 教育委員会は、前条の規定により対象者の認定を行う場合は、収入額・需要額調書を在籍する学校の校長を経由して提出させ、その内容を審査することにより、これを行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、大和市就学援助に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第3号）第2条に規定する対象者に対しては、公簿により認定を行うことができる。

3 教育委員会は、前2項の規定により認定の適否を決定したときは、その旨を通知するものとする。

4 前項の認定の有効期間は、認定した日の属する年度内とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。